

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「学校保護宣言」の国際的な取組と日本
著者 / 所属	中内 康夫 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	485 号
刊行日	2026-7-13
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260713.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

「学校保護宣言」の国際的な取組と日本

外交防衛委員会 専門員

なかうち やすお
中内 康夫

世界各地で起きている武力紛争では、教育施設が軍事利用されたり、攻撃されたりすることにより、多くの生徒・教員の生命・身体が脅かされ、子供たちの学習の機会が奪われている。国連によれば、この約20年間で学校への攻撃は1万4,000件以上、学校を軍事目的で使用した事例は3,000件以上確認されている。こうした深刻な事態を受け、武力紛争下で教育を受ける権利を保護・促進し、学校の軍事目的使用を抑止するための国際的な取組として、2015年にノルウェーとアルゼンチンが主導する多国間協議で「学校保護宣言（安全な学校宣言）（Safe Schools Declaration）」が策定された。同宣言に支持（endorsement）を表明した国は、同宣言が言及する「武力紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン」（学校等の軍事利用の禁止、意図的破壊の禁止等の6項目）を可能な限り適切に国内の政策や運用に反映することなどの取組を行うこととなる。2026年6月現在、紛争当事国を含む世界123か国が同宣言に支持を表明しており、2025年1月に米国が加わったことにより、主要7か国（G7）で支持を表明していないのは日本のみとなっている。

日本が支持を表明していない理由について、政府は、前述のガイドラインでは、例えば、開校中の学校等を軍事上の努力を支援するためにいかなる形でも使用してはならないとしているが、国際人道法上、かかる義務は一般に課されておらず、また、日本の実態にそぐわない内容も含まれているとし、国家国民を守り抜くために必要となる自衛隊の部隊の運用に影響を与える可能性が懸念されると説明している。その上で、同宣言の目的は基本的に評価するとの立場から、国際的な議論をフォローしていきたいとの考えも示している。

他方、グテーレス国連事務総長は、2017年5月の国連安全保障理事会への報告の中で、全ての国連加盟国に対し同宣言を支持するように要請している。日本以外のG7各国を含む多くの国々が支持を表明する中、日本がそれに加わっていないことについては、国際社会から日本は人権意識が希薄な国であるとの評価を受けかねないとの懸念を示す声もある。また、前述のガイドラインは条約のように法的拘束力を持つものではなく、同宣言に支持を表明した国に求められているのは、政治的なコミットメントと各国の状況に応じた自主的な取組であるとされる。実際、米国は、同宣言及びガイドラインは既存の国際法を超える義務を負わせるものではないとの注釈を付した上で支持を表明している。

前述のとおり日本政府も同宣言の目的自体は評価するとしており、新たな法的義務を負うものでもないとするれば、武力紛争下で教育を受ける権利を守るための国際的な取組に協力し、日本が子供の教育や人権を重視する国であることを国際社会に示す観点からも、自衛隊の部隊の運用に支障が出ない形で同宣言に支持を表明する手立てを見出せないのか、米国等の各国の対応も参考としつつ、政府内での検討を更に深めてもらいたいと考える。